

松阪安衛月報

6月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

7月から全国安全週間が始まります

準備期間：6月1日～6月30日

～高める意識と安全行動 築こつみんなのゼロ災職場～

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としており、今年で96回目を迎えます。
全国安全週間（7月1日～7月7日）の準備期間は、6月1日～6月30日です。この機会を通じ、一層の安全活動に取り組んでいきたいと思います。

準備期間中に実施する6つの事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一および安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布その他、HP等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定等

〇改正石綿障害予防規則に係る研修会

松阪労働基準監督署では、令和5年5月29日に、松阪合同庁舎1階大会議室にて、管内の建設業者等を対象に、「改正石綿障害予防規則に係る研修会」を実施しました。

石綿全面禁止以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあることから、適切な対策の実施が必要とされています。

主な改正内容は、計画届の提出範囲の拡大、事前調査結果等の実施と記録の保存、監督署への報告の義務付け、その他作業方法の規制強化等になります。

詳しくは、「石綿総合情報ポータルサイト」に載っておりますので、労働者の安全を守るための対策の実施を確実に行うようにしましょう。



〇第3回「はたらくひと」イラストを募集します!!

昨年、第2回「はたらくひと」イラストへたくさんご応募いただき、誠にありがとうございました。



（第2回応募作品）

本企画は、事業場で働く労働者が「はたらくひと」のイラストを見たときに、今日も安全に働こうと思わせることで、労働災害発生の要素である労働者の不安全行動を抑制し、労働災害を未然に防ぐことを目的としています。

本年度も7月より、未就学児を対象としたイラスト募集を行います。ぜひ、奮ってご応募ください。

なお、応募に関する詳細は、来月以降の安衛月報および三重労働局HP内「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に載せていただく予定です。



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索

災害速報（令和5年5月末）

梅雨の季節！

転倒災害に気をつけましょう

5月末現在における松阪労働基準監督署管内の休業4日以上の死傷者数は80人となっています。

業種別では、製造業が27人と約3割を占めており、前年同期より9人増加しています。そのほか、**運輸交通・貨物取扱業**で11人と、前年同期と同数の災害が起っています。また、**小売業**での災害も増えてきており、休業4日以上の死傷者数は11人と、前年同期より3人増えています。

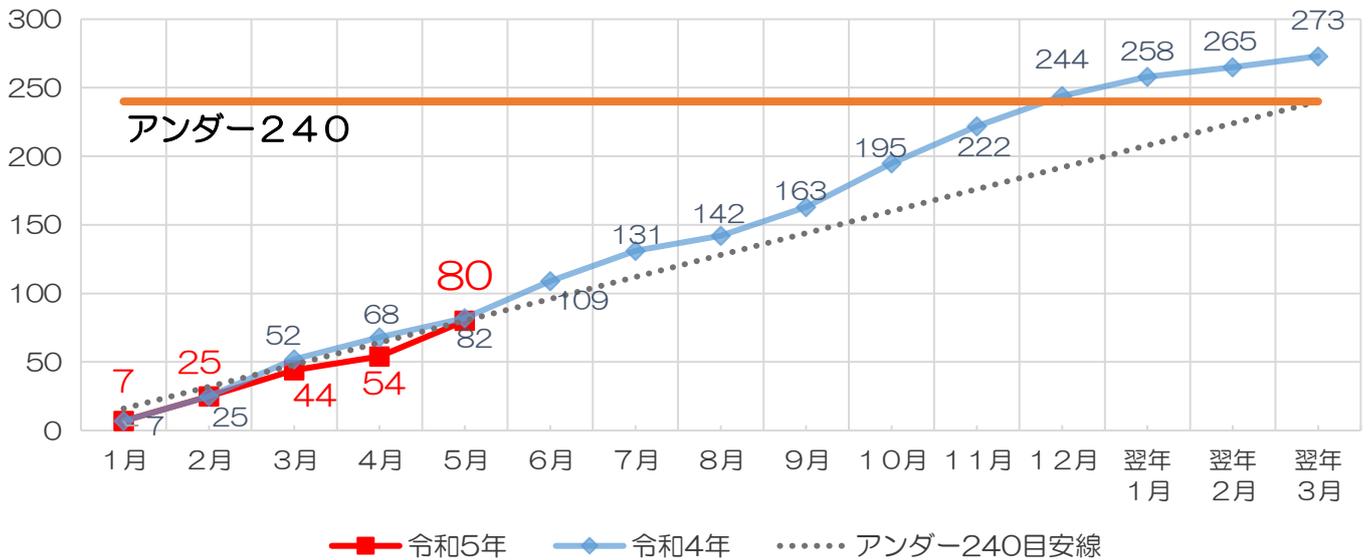
事故の型別では、先月までは「はさまれ、巻き込まれ」が災害要因のトップとなっていました。5月末現在では、「転倒」が21人と件数が大きく増え、管内でもっとも多く起っている災害となりました。そのほか、「はさまれ、巻き込まれ」が20人、「墜落・転落」が16人と続きます。

特に、転倒災害においては、そろそろ梅雨の時期に入り、事業場内の床が濡れて滑りやすくなったり、雨を避けようと小走りで移動したりと、転倒の要因となり得る状態や行動が増えることが予想されます。

事業場内で躓いたことがある場所や、歩いていてヒヤリとした箇所を思い返して、改善に取り組んでいくことが大切です。

注 公表の数値はすべて新型コロナウイルスのり患によるものを除くことがあります。

松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指して・・・

松阪署管内で発生した休業4日以上の災害において、60歳以上の高齢労働者の割合が、例年、全体の約3割を占めています。特に、転倒災害は、高齢になるほど災害発生率が上昇するといわれています。



高齢者の災害防止のためにも、「エイジフレンドリーガイドライン」に取り組みましょう。

ガイドライン概要

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 職場環境の改善
- ③ 健康や体力の状況の把握
- ④ 健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育 等々

令和5年度

エイジフレンドリー補助金

中小企業への補助金も随時実施しています。
申請期間：令和5年6月12日～同年10月末日

詳しくは「エイジフレンドリー補助金事務センター」HP (<https://www.jashoon-age.or.jp>)



全文はこちら→